

## ～誰も自殺に追い込まれることのない町を目指して～

# 自殺対策行動計画を策定しています

### 計画策定の背景と目的

平成28年に改正された自殺対策基本法13条において、「都道府県及び市町村は、自殺総合対策大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を定めるものとする」とされました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因があることが知られています。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。そのため、自殺対策基本法第2条より、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません。

全ての人がかけがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、当町の実情に即した自殺対策行動計画を策定し、自殺対策を総合的に推進していきます。

- ・計画期間：平成30年度から令和4年度までの5年間
- ・計画の目標：「誰も自殺に追い込まれることのない鶴田町」の実現

### 基本方針

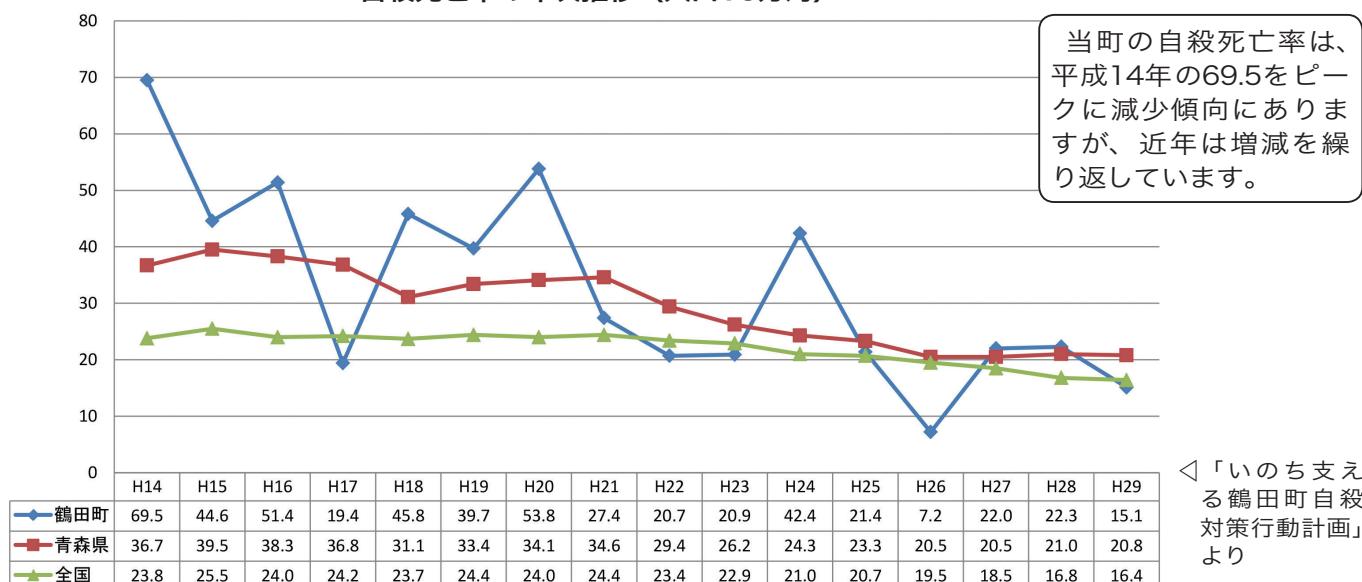
- ①生きることの包括的な支援として推進
- ②関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- ③対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な運動
- ④実践と啓発を両輪として推進
- ⑤関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進



△傾聴ボランティア「つるりんの会」

### 鶴田町の現状

自殺死亡率の年次推移（人口10万対）



## 鶴田町自殺対策における取り組み



### <基本施策>

#### ① 地域におけるネットワークの強化

自殺対策において、社会・経済的視点を含む包括的な取り組みが重要となるため、地域の多分野で活動する人々や組織との連携・協働が必要です。そのために、庁内に町長を本部長とした自殺対策推進本部および各課職員で構成したワーキングチームを設置し、施策の推進を図ります。また、地域の関係機関や団体等の代表者で構成した「健康づくり推進協議会」を通して連携を強化します。

#### ② 自殺対策を支える人材育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方針を充実させる必要があります。窓口対応や事業等で住民と直に接する町職員をはじめ、一般住民に対して、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、研修機会の確保を図ります。

#### ③ 住民への啓発と周知

自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、「危機に陥った場合は誰かに援助を求めることが最適である」こと、そして「自分の周りにいる悩みを抱える人に気づき、思いに寄り添い、必要に応じて専門機関につなぎ見守ることが住民一人ひとりの役割である」ことが町全体の共通認識となるよう講演会や各種イベント等を通して積極的に啓発を行います。

#### ④ 生きることの促進要因への支援

「生きることの促進要因」を増やすため、誰でも気兼ねなく思いを語ることができる場などの居場所づくりを推進するとともに、生涯学習などの生きがいづくりや遭された人への支援を行っていきます。

#### ⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ことを目標に、SOSの出し方に関する教育および子どもたちのこころの健康づくりに取り組みます。



△小学生のための SOS の出し方講座

### <重点施策>

#### ① 高齢者対策

高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすいため、さまざまな関係機関や団体等と連携し、多様な背景や価値観に対応しながら生きることの包括的支援として施策を推進していきます。

#### ② 生活困窮者対策および無職者・失業者対策

生活困窮者および無職者・失業者は、経済的困難だけではなくさまざまな課題を複合的に抱えていることが多いため、社会的に孤立しないよう多職種・多分野で支援していきます。



△今年行われた自殺対策のための職員研修会

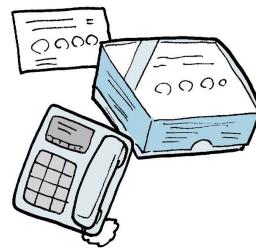
### <生きる支援関連施策>

庁内の現在行っている事業（業務）を自殺対策の視点から捉え直し、「生きる支援関連施策」と位置づけ、全庁的に自殺対策を推進していきます。

今年度から職員が窓口対応をはじめ住民の方と接する際の対人スキルを習得するための職員研修を実施し、自殺対策に係る対応の強化を図っています。

## 主な相談窓口一覧

相談内容	相談窓口	電話番号	備考
消費生活等に関する相談	町民生活課 くらしの窓口班	内線 151・152	
生活保護、福祉サービス等に関する相談	町民生活課 福祉支援班 西北地方福祉事務所	内線 161～164 0173-35-2156	
生活、福祉に関する心配・困りごとの相談	鶴田町社会福祉協議会 生活困窮者自立支援事業 西北地域自立相談窓口	0173-22-3394 017-721-1363	
高齢者介護、認知症等に関する相談	地域包括支援センター	0173-22-3918	
虐待に関する相談 (児童、障害者、高齢者等)	五所川原児童相談所(児童虐待) 五所川原警察署	0173-38-1555 0173-35-2141	
DVに関する相談	健康保険課 健康長寿班	内線 131～136	
こころの悩み、健康に関すること、子育て等の相談	健康保険課 健康長寿班	内線 161～164	
誰かに話を聴いてほしい	健康保険課 健康長寿班 「つるりんの会」傾聴サロン (担当: 健康保険課 健康長寿班)	内線 131～136	毎月第1・3月曜日 (祝日は除く) 13:00～15:00 鶴遊館 栄養指導室 申し込み不要
どこに相談すればいいのかわからない	健康保険課 健康長寿班	内線 131～136	



※そのほか、「いのち支える鶴田町自殺対策行動計画」の全文については、鶴田町ホームページをご覧ください。

URL : <http://www.town.tsuruta.lg.jp/kurashi/kurashi-hoken/post-373.html>

### ■自殺対策に関する相談窓口：健康保険課 健康長寿班

TEL : 0173 (22) 2111 (内線131～136)

## “鶴田町暮らしの便利帳”の配布について

鶴田町では、株式会社サイネックスとの官民協働事業により、防災情報や各種届け出、制度などの町民生活に有用な行政情報をまとめた「鶴田町暮らしの便利帳」(本文 48 ページ)を作成しました。

令和2年3月1日から31日の期間で順次、鶴田町内各世帯へ戸別配布(ポスティング)をしております。ぜひご活用ください。

作成や配布などの経費は、各事業所の皆さまからの広告収入で賄っておりますので、無料でお届けいたします。

#### ○注意事項

- ・地域によりお届けまでの日数が異なりますので、あらかじめご了承ください。
- ・ポスト内に郵便物・チラシなどが山積みになっている、または投函口がテープ等で封がされている場合は投函いたしません。
- ・「チラシ投函厳禁」などの告知がされている場合でも、町民生活に必要な情報であるため、配布を行います。
- ・配布期間を過ぎても届かない場合は、下記までお問い合わせください。

### ■問い合わせ先

鶴田町役場 企画観光課 まちづくり班 (内線 261)



△「鶴田町暮らしの便利帳」表紙